

熊本県犬・猫譲渡要領

平成27年4月

目 次

1	熊本県犬・猫譲渡要領	1
2	様式	
様式第1	登録譲渡対象者登録申請書	4
様式第2	登録譲渡対象者登録証	5
様式第3	譲渡済報告書	6
様式第4	登録譲渡対象者定期報告届出書兼更新申請書	7
様式第5	登録譲渡対象者内容変更届出書	8
様式第6	登録譲渡対象者活動中止届出書	9
様式第7 - 1	譲渡講習会受講票	10
様式第7 - 2	譲渡講習会受講済証	11
様式第8	犬の譲渡申請書兼愛護誓約書（一般譲渡対象者用）	12
様式第9	猫の譲渡申請書兼愛護誓約書（一般譲渡対象者用）	13
様式第10	譲渡申請書兼愛護誓約書（登録譲渡対象者用）	14
3	別表	
別表1 - 1	一般譲渡対象者の審査基準	15
別表1 - 2	登録譲渡対象者の審査基準	16
別表2	譲渡の適性評価基準	
1	子犬の適性評価基準	17
2	成犬の適性評価基準	19
3	子猫の適性評価基準	22
4	成猫の適性評価基準	23
別表3	登録譲渡対象者の遵守事項	24
別表4	譲渡講習会の内容	26

熊本県犬・猫譲渡要領

(趣旨)

第1 熊本県が保護、管理する犬・猫の譲渡については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成18年環境省告示第26号）に定めるもののほか、原則としてこの要領の定めるところによる。

(目的)

第2 動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨及び動物愛護の基本理念を踏まえ、熊本県が保護、管理する犬・猫について、適正かつ一生涯飼養できる新たな飼い主へ譲渡することにより、県民へ生命尊重及び適正飼養の普及啓発を図るとともに、広く動物愛護精神を普及啓発させることを目的とし、「熊本県動物愛護・管理推進計画」の基本方針である「人と動物が共生する地域づくり」の実現に寄与する。

(定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 抑留犬 狂犬病予防法第6条第1項及び熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条の規定により抑留又は収容された犬をいう。
- (2) 引取り犬 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項又は第2項の規定により、所有者又は拾得者等から引き取った犬をいう。
- (3) 引取り猫 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項又は第2項の規定により、所有者又は拾得者等から引き取った猫をいう。
- (4) 譲渡 保健所又はセンターが、犬又は猫を譲り渡すこと。
- (5) 譲受 保健所又はセンターから犬又は猫を譲り受けること。
- (6) 一般譲受希望者 犬又は猫を譲り受け、飼育を希望する者をいう。
- (7) 登録譲受希望者 新たな飼い主探しを行うために犬又は猫を譲り受けることを希望する者をいう。
- (8) 一般譲受対象者 一般譲受希望者のうち、一般譲受対象者の審査基準（別表1-1）の要件を満たす者をいう。
- (9) 登録譲受対象者 登録譲受希望者のうち、登録譲受対象者の審査基準（別表1-2）の要件を満たし、登録簿に登録された者をいう。
- (10) センター 熊本県動物管理センターをいう。

(対象動物)

第4 譲渡の対象動物は、次の各号に該当する犬及び猫のうち、原則として譲渡の適性評価基準（別表2）を満たすものとする。

- (1) 抑留犬
市町村又は県における公示期間終了後、1日を経過したもの
- (2) 引取り犬
- (3) 引取り猫

(譲受対象者)

第5 譲受対象者は、一般譲受対象者及び登録譲受対象者とする。

(登録譲受対象者に関する事項)

- 第6 登録を受けようとする登録譲受希望者は登録譲受対象者登録申請書(様式第1)を住所地(団体にあっては主たる事務所)を所管する保健所(熊本市においては健康危機管理課)へ提出する。
- 2 保健所又は健康危機管理課は、登録譲受対象者の審査基準(別表1-2)への適合について審査するため、必要に応じて現地調査を行う。なお、住所地(団体にあっては主たる事務所)が熊本市に所在する場合は、健康危機管理課は熊本市動物愛護センターに協力を要請するものとする。
 - 3 保健所又は健康危機管理課は、審査の結果、登録譲受対象者の審査基準に適合すると認められる場合は、登録簿に記載し、登録譲受対象者に対し登録証(様式第2)を交付する。
 - 4 登録譲受対象者は、譲渡を受けた犬又は猫の新たな飼い主が決まった場合は、速やかに譲渡済報告書(様式第3)を保健所又は健康危機管理課へ提出しなければならない。
 - 5 登録譲受対象者は、毎年5月31日までに登録譲受対象者定期報告書兼更新申請書(様式第4)を保健所又は健康危機管理課へ提出し、保健所又は健康危機管理課は、定期報告書の内容を審査したうえで登録を更新する。
 - 6 登録譲受対象者は、登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに譲渡登録内容変更届書(様式第5)により保健所又は健康危機管理課へ届け出なければならない。
 - 7 登録譲受対象者は、活動を中止した場合は、速やかに活動中止届出書(様式第6)により保健所又は健康危機管理課へ届け出なければならない。
 - 8 登録譲受対象者は、登録譲受対象者の遵守事項(別表3)に掲げる内容を遵守しなければならない。
 - 9 保健所又は健康危機管理課は、必要に応じて、登録譲受対象者の飼養施設等に立ち入りし、登録譲受対象者の遵守事項等に関して調査を行う。なお、飼養施設等が熊本市に所在する場合は、健康危機管理課は熊本市動物愛護センターに協力を要請するものとする。
 - 10 保健所又は健康危機管理課は、登録譲受対象者が審査基準に適合しなくなった場合、又は遵守事項を履行していないと認められた場合は、登録の取消しを行う。

(譲渡講習会)

- 第7 保健所及びセンターは、譲受希望者を対象として譲渡講習会を次の各号のとおり実施するものとする。
- (1) 譲渡講習会を受講する者は、譲渡講習会受講票(様式第7-1)を、受講する地域の保健所又はセンターに提出する。
 - (2) 内容は、別表4「譲渡講習会の内容」に基づいたものとする。
 - (3) 保健所及びセンターは、譲渡講習会修了者に対し、譲渡講習会受講済証(様式第7-2)を交付する。
 - (4) 譲渡講習会受講済証の有効期間は、講習会受講の日から1年間とする。
- 2 譲受希望者は、事前に必ず本講習会を受講するものとする。

(譲渡の手続き)

第8 譲渡に際しては、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) 一般譲受希望者に関する手続き

保健所又はセンターは、一般譲受対象者の審査基準(別表1-1)への適合について審査を行う。

犬の譲渡を受けようとする者は犬の譲渡申請書兼愛護誓約書(様式第8)を、猫の譲渡を受けようとする者は猫の譲渡申請書兼愛護誓約書(様式第9)を、譲渡講習会受講済証とともに、当該犬又は猫を保管する保健所又はセンターに提出する。

(2) 登録譲受対象者に関する手続き

保健所又はセンターは、登録譲受対象者が登録簿に記載されているか確認する。

犬又は猫の譲渡を受けようとする者は譲渡申請書兼愛護誓約書(様式第10)を譲渡講習会受講済証とともに、当該犬又は猫を保管する保健所又はセンターに提出する。

(3) 保健所又はセンターは、誓約事項の説明を行い、了解を得たうえで譲渡する。

(4) 譲渡を受けようとする者は、当該犬又は猫を保管する保健所又はセンターに引き取りに来るものとする。

(5) センターにおいて譲渡した場合は、センターは譲渡を受けた者の住所地を管轄する保健所に報告する。

(6) 譲渡にかかる費用は無料とする。

(譲渡後の調査及び指導)

第9 保健所は、犬又は猫の譲渡を受けた者に対し必要に応じて、譲渡後の愛護誓約内容の遵守状況及び飼養管理状況等について、調査を行う。

2 保健所は、前項の調査において愛護誓約内容に違反している又は不適切な飼養を行っていることが判明した場合は、指導票の交付等により指導を行う。

(譲渡の取消し)

第10 保健所及びセンターは、犬又は猫の譲渡を受けた者が第9第2項の指導に従わない場合は、その者への譲渡を取り消し、当該犬又は猫の返還を指示することができる。

2 保健所及びセンターは、譲渡を取り消した者の情報を健康危機管理課へ報告し、健康危機管理課は他保健所及びセンターへ情報提供を行い、その者への譲渡を今後一切行わないこととする。

様式第 1

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

申請者
 住 所
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
 電話番号

登録譲受対象者登録申請書

熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき、次のとおり登録譲受対象者登録を申請します。

名 称		電話番号		
代 表 者 名				
代表者住所 (団体にあっては主たる事務所の所在地)	〒			
責任者氏名		電話番号		
責任者住所	〒			
譲渡対象として譲り受ける犬猫の種類	成犬	子犬	成猫 子猫	
飼養施設等 (施設を有する場合)	所在地 (複数存在する場合は別紙に記載)	〒		
		管理者氏名	電話番号	
	概要	一戸建 (持ち家) 一戸建 (借家 飼養同意 有) 集合住宅 (飼養同意 有) その他 ()		
	構造	建築面積 木造 木造モルタル 鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート コンクリートブロック その他		
	及び	延べ床面積	敷地面積	
	規模	材質	床面	壁面
	設備の種類	ゲージ (個、材質： 構造：) 給水・排水設備 洗浄設備 消毒設備 廃棄物の集積設備 動物の死体の一時保管場所 清掃設備 空調設備 遮光等の設備		
	周囲の環境	住宅街 商店街 空き地 畑 その他 ()		
		飼養する動物の種類及び最大飼養数		
	現在、飼養している犬及び猫について	飼養無 飼養有 (犬 頭 猫 頭) 犬の登録と狂犬病予防注射 実施 猫の屋内飼育 実施 不妊・去勢手術 (犬 頭中 頭実施、猫 頭中 頭実施)		
添付書類	活動報告書 (概ね 1 年分) 飼養場所の見取り図 飼養場所の平面図 動物の飼養が承諾されていることが分かる書類 (集合住宅や借家の場合) その他 () < 団体の場合は以下の書類も添付すること > 規約 役員名簿 会員名簿 他自治体においてボランティア登録していることが分かる書類 (登録がある場合)			
備考	飼養施設におけるスタッフ数 人			

住所地 (団体にあっては主たる事務所の所在地) が、熊本県が所管する管内以外の場合は、管内在住の成人会員から責任者を選出すること。

保第	号
登 録 譲 受 対 象 者 登 録 証	
氏 名 住 所 (団 体 に あ っ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)	
熊本県犬・猫譲渡要領第 6 に基づき、上記の者を登録譲受対象者として登録する。	
	熊本県 保健所長 熊本県健康危機管理課長
	印
登録年月日	年 月 日
1 氏名(団 体 に あ っ て は 、 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名)	
2 住所(団 体 に あ っ て は 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)	
3 責任者氏名(責 任 者 を 選 出 し て い る 場 合)	
4 責任者住所(責 任 者 を 選 出 し て い る 場 合)	
5 備考	

大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第3

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県動物管理センター所長 様

登録譲受対象者 氏名
 住所
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
 電話番号

登録譲受対象者の責任者 氏名
 住所
 電話番号

譲渡済報告書

熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき、次のとおり譲渡済報告書を届け出ます。

新たな飼い主の情報	住所			
	氏名		電話番号	
譲受年月日	平成 年 月 日			
譲渡年月日	平成 年 月 日			
種類	犬・猫()	性別	オス・メス	
年齢	歳(推定)	毛色		
登録年月日	平成 年 月 日			
登録番号				
狂犬病予防注射年月日	平成 年 月 日			
済票番号				
不妊去勢手術	有・無			
本書の「新たな飼い主に関する情報」が県及び市町村に提供されることについて、新たな飼い主の承諾責任者を選出している場合は記入すること。			承諾済・未承諾	

様式第 4

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

届出者
 住 所
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
 電話番号

登録譲受対象者定期報告届出書 兼 更新申請書

熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき、次のとおり定期報告を届け出、登録更新を申請します。

名 称		電話番号					
代表者名							
代表者住所（団体にあっては主たる事務所の所在地）	〒						
責任者氏名 ¹							
責任者住所 ¹	〒	電話番号					
前年度当初に所有していた犬及び猫の合計数	犬：	頭、猫：	頭				
前年度中に新たに譲り受けた犬及び猫の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度中に新たな飼い主へ譲渡した犬及び猫の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度中、所有中に死亡した犬及び猫の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度末に所有していた犬及び猫の合計数	犬：	頭、猫：	頭				
備考							

1 責任者を選出している場合は記入すること。
 年度途中に登録を受けた場合には、 は登録を受けた時点の頭数を、 ~ は、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。

様式第5

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

届出者
 住 所
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
 電話番号

登録譲受対象者内容変更届出書

代表者氏名・住所 (団体にあっては、名称・代表者氏名・主たる事務所の所在地)
 責任者の氏名・住所
 飼養施設の所在地・構造及び規模
 飼養する動物の種類及び最大飼養数
 その他 ()

を変更したので次のとおり届け出ます。

名称		
代表者住所(団体にあっては主たる事務所の所在地)	〒	
代表者電話番号		
責任者氏名 ¹		
責任者住所 ¹	〒	
責任者電話番号 ¹		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		
添付書類 ²	飼養場所の見取り図 飼養場所の平面図 動物の飼養が承諾されていることが分かる書類 (集合住宅や借家の場合) 役員名簿 (団体の場合) 会員名簿 (団体の場合) その他 ()	
備考		

- 1 責任者を選出している場合は記入すること。
- 2 変更内容に係る書類を添付すること。

様式第6

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県健康福祉部健康危機管理課長 様

届出者
 住 所
 (団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地)
 電話番号

登録譲受対象者活動中止届出書

活動を中止したので、熊本県犬・猫譲渡要領の規定に基づき次のとおり届け出ます。

名称	
代表者住所(団体に あつては主たる事 務所の所在地)	〒
代表者電話番号	
責任者氏名	
責任者住所	〒
責任者電話番号	
飼養施設の所在地	〒
活動中止年月日	
備考	

責任者を選出している場合は記入すること。

譲渡講習会受講票

受講場所

保健所 ・ 熊本県動物管理センター

受講日

平成 年 月 日

住所

〒

氏名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

電話番号

様式 7 - 2

< 表 >

NO				
(犬 ・ 猫)				
譲渡講習会受講済証				
講習会受講日	平成	年	月	日
済証交付日	平成	年	月	日
受講者	住所			
	氏名			
	生年月日			
	電話番号			
<p>譲渡講習会を受講したことを証します。この済証は受講後 1 年間有効です。 譲渡の際は、この受講済証を提示してください。</p> <p style="text-align: right;">熊本県 保健所長 熊本県動物管理センター所長</p>				

< 裏 >

譲渡記録	
譲渡した日	保健所確認印
平成 年 月 日	犬・猫を譲渡しました。 熊本県 保健所 担当： 印
平成 年 月 日	犬・猫を譲渡しました。 熊本県 保健所 担当： 印

大きさは名刺サイズ（縦 5.5 cm、横 9 cm）とする。

様式第 8 (一般譲受対象者用・犬)

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県動物管理センター所長 様

申請者
 住 所
 生年月日
 電話番号
 譲渡講習会受講済証 No.

犬の譲渡申請書兼愛護誓約書 (一般譲受対象者用)

次のとおり、犬を譲り受けることを申請します。なお、譲り受けた後は誓約事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

種類	犬 ()	性別	オス メス	毛色	白・黒・茶・灰 ()	年齢	歳 (推定)
飼養場所	住所 〒						
	一戸建 (持ち家) 一戸建 (借家) 集合住宅 (アパート、マンション等) 借家又は集合住宅の場合、動物飼養について承諾されたことが分かる書類を提出すること。						
同居人の同意	有 一人暮らし若しくは高齢者世帯の場合は、 ・家族の支援・協力体制 有 ・万一犬の面倒を見られなくなった場合に世話をする方 有 その方の氏名 (続柄・年齢)【 (・ 歳)】						
飼い方	室内 ・ 室外						
保健所記入欄 (譲渡犬の管理番号等)							

誓約事項

- 1 狂犬病予防法に基づき、鑑札及び注射済票を首輪に装着します。
- 2 登録日、登録番号、注射済番号を、犬を譲り受けた保健所又はセンターに連絡します。
- 3 放し飼いはしません。散歩のときは必ず引き綱を用い、道路や公園等をふん便で汚しません。
- 4 終生、責任と愛情を持って飼育し、絶対に捨てません。
- 5 不妊・去勢手術を受けさせます。
- 6 迷子札、マイクロチップ等により所有者明示を行います。
- 7 犬が咬んだ時などは、被害者の治療に責任を持ち、必ず保健所に届けます。
- 8 病気、行動、その他の問題が生じた場合、県に対してその責任を一切問いません。
- 9 提出した本書の記載内容が、保健所又はセンターを通じて市町村に提供されることを了解します。
- 10 本誓約内容に違反したり不適切な飼育を行っていることにより、保健所又はセンターから譲渡を取り消された場合は、指示に従います。
- 11 その他、保健所の指導に従います。

様式第9（一般譲受対象者・猫）

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県動物管理センター所長 様

申請者
 住 所
 生年月日
 電話番号
 譲渡講習会受講済証 No.

猫の譲渡申請書兼愛護誓約書（一般譲受対象者用）

次のとおり、猫を譲り受けることを申請します。なお、譲り受けた後は、誓約事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

種類	猫	性別	オス メス	毛色	白・黒・茶・灰 ()	年齢	歳 (推定)
飼養場所	住所 〒						
	一戸建（持ち家） 一戸建（借家） 集合住宅（アパート、マンション等） 借家又は集合住宅場合は、動物飼養について承諾されたことが分かる書類を提出すること。						
同居人の同意	有 一人暮らし若しくは高齢者世帯の場合は、 ・家族の支援・協力体制 有 ・万一犬の面倒を見られなくなった場合に世話をする方 有 その方の氏名（続柄・年齢）【 () 歳】						
保健所記入欄（譲渡猫の管理番号等）							

誓約事項

- 1 室内で飼育し、外には出しません。
- 2 責任と愛情を持って終生飼養し、絶対に捨てません。
- 3 人に迷惑をかけないように飼育します。
- 4 不妊・去勢手術を受けさせます。
- 5 迷子札、マイクロチップ等により所有者明示を行います。
- 6 病気、行動、その他の問題が生じた場合、県に対してその責任を一切問いません。
- 7 提出した本書の記載内容が、保健所又はセンターを通じて市町村に提供されることを了解します。
- 8 本誓約内容に違反したり不適切な飼育を行っていることにより、保健所又はセンターから譲渡を取り消された場合は、指示に従います。
- 9 その他、保健所の指導に従います。

様式第10（登録譲受対象者用・犬猫共通）

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様
 熊本県動物管理センター所長 様

申請者
 住所

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地）
 電話番号

譲渡申請書兼愛護誓約書（登録譲受対象者用）

新しい飼い主を探すことを目的として、次のとおり（犬・猫）の譲渡を申請します。
 なお、譲り受けた後は誓約事項を遵守します。

種類	犬・猫 ()	性別	オス メス	毛色	白・黒・茶・灰 ()	年齢	歳 (推定)
飼養者	申請者（代表者） 責任者 その他（氏名：)						
	電話番号						
	譲渡講習会受講済証 No.						
飼養場所	住所 〒						
保健所記入欄（譲渡犬・猫の管理番号等）							

誓約事項

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例、犬の場合は狂犬病予防法に定められた事項を遵守し、適正な飼育管理を行います。
- 2 登録譲受対象者の遵守事項を遵守します。
- 3 譲渡を受けた動物を使用して、営利を目的とした活動を行いません。
- 4 譲渡を受けた動物に病気、行動、その他の問題が生じた場合、県に対してその責任を一切問いません。
- 5 譲渡後に発生したトラブルについては、県に一切迷惑を掛けません。
- 6 新たな飼い主に対し、譲渡済報告書中の「新たな飼い主に関する情報」が、県及び市町村に提供されるよう承諾を得ます。
- 7 本誓約内容に違反したり不適切な飼育を行っていることにより、保健所又はセンターから譲渡を取り消された場合は、指示に従います。
- 8 その他、保健所の指導に従います。

一般譲受対象者の審査基準

	確認・質問項目	適否
	熊本県の譲渡講習会を受講した成人（18歳以上の社会人を含む。）であること。 又は、保健所又はセンターの面接を受けて、愛護誓約書の内容を遵守できる成人（18歳以上の社会人を含む。）であること。	
	終生家族として共に暮らし、犬や猫の生活の質が守られるようにすること。	
	家族全員の同意が得られていること。また、一人暮らし若しくは高齢者世帯の場合は、家族（同居・別居に関わらず）の支援・協力体制があり、万一譲渡動物の面倒を見られなくなった場合に代わりに世話をする者がいるか。	
	旅行等で家を不在にする期間、飼育管理の手配が可能であること。	
	昼間、家族全員が留守にする時間があるか。また、それはどのくらいの時間か。 （長時間誰もいないところでは、子犬、子猫は不適であり、また、成犬でも分離不安等のことも考慮して判断すること）	
	飼い主が夜間勤務者でないか。（昼間に世話が十分にできなかつたり、鳴き声等で眠れないとの理由で手放すことがないか）	
	アパート、マンションや借家などの場合、飼養可能か。（承諾書類等による確認が必要）	
	犬はできるだけ屋内飼育で、散歩時間がとれるか。	
	猫は屋内飼育であること。	
	転居の予定があるか。（転居を理由に手放すことが多いことから、飼育可能な住居に転居後に申し込みをお願いする。）	
	過去に保健所に引取りを依頼したことがないか。	
	動物が病気や老齢になったときの看病や介護は治療費・労力等飼い主にとってかなりの負担となることを十分理解しているか。	
	狂犬病予防注射及び登録を実施すること。（誓約書で確認し、後日確認すること。） 【参考（H26時点）】登録：3,000円程度 狂犬病予防注射：3,500円程度	
	不妊去勢手術をすること。（誓約書で確認し、後日確認すること。） 【参考（H26時点）】不妊：30,000円程度 去勢：15,000円程度	
	繁殖目的は不可。	
	ワクチン接種等健康管理の実施、病気などのときに適切な獣医療を与えることが可能であること。 【参考（H26時点）】5～9種混合1回：8,000～12,000円程度 フィラリア予防：6～11月 12,000円程度	
	犬や猫をすでに一頭飼っている人は、相性が合えばもう一頭までは認める。（ただし、譲受希望者の飼育能力により頭数は変える） 犬を飼養している場合は、登録及び狂犬病予防注射を実施していること。 猫を飼養している場合は、屋内で飼育していること。	
	犬の場合、家庭犬としてのしつけをすること。（しつけ教室に参加するなど）	
	保健所から追跡調査や家庭訪問する場合があることへの理解を得られるか。	
	誓約書にサインし、そこに記載されていることを遵守すること。 誓約書に違反していることが判明した場合や不適切な飼育と判断された場合には譲渡を取り消すことがある旨、理解を得られるか。	
21	その他、保健所長又はセンター所長が必要と認める要件を満たしていること。	

登録譲受対象者の審査基準

	確認・質問項目	適否
	熊本県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利活動として行うこと。	
	動物愛護精神の高揚、及び適正飼養の普及啓発を目的として活動を行うこと。	
	主たる活動地域の地域動物愛護推進協議会において推薦を受けていること。 又は第2種動物取扱業の届出を行っていること。 又は他自治体においてボランティア登録していること。	
	活動拠点について ア 個人の場合は、熊本県が所管する管内（以下「管内」という。）に在住する成人（18歳以上の社会人を含む。）であること。住所地が管内以外の場合は、管内在住の成人（18歳以上の社会人を含む。）で譲渡事業すべての任に当たる責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点を設置すること。 イ 団体の場合、所在地が管内以外の場合は、管内在住の成人（18歳以上の社会人を含む。）会員から譲渡事業すべての任に当たる責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点を設置すること。	
	以下の書類提出が可能であること。 ア 個人の場合は、活動報告書（概ね1年分）、動物の飼養場所の見取り図、飼養場所の平面図、飼養場所が集合住宅や借家の場合は動物の飼養が承諾されていることが分かる書類、譲渡報告書、その他保健所長が求める書類 イ 団体の場合は、規約、役員名簿、会員名簿、活動報告書（概ね1年分）、動物の飼養場所の見取り図、飼養場所の平面図、飼養場所が集合住宅や借家の場合は動物の飼養が承諾されていることが分かる書類、他自治体においてボランティア登録している場合は、登録されていることが分かる書類、譲渡報告書、その他保健所長が求める書類	
	個人、団体の場合代表者又は責任者及び新たな飼い主が決まるまで動物を飼養する会員は、保健所又はセンターが実施する譲渡講習会を受講していること。	
	登録譲受対象者の遵守事項（別表3）を遵守できる者であること。	
	個人の場合は、家族全員の同意が得られていること。	
	新たな飼い主を探すまでの間、責任をもって動物の飼養管理ができること。	
	アパート、マンションや借家などの場合、飼養可能か。	
	現に犬を飼養している場合は、1カ月以内に登録及び狂犬病予防注射を実施していること。 また、必要に応じて不妊・去勢手術を実施していること。 猫を飼養している場合は、屋内で飼育していること。また、必要に応じて不妊・去勢手術を実施していること。	
	新たな飼い主に対しては、別表1-1（一般譲受希望者の審査基準）に準じた譲渡をすること。	
	譲渡後における新たな飼い主とのトラブル等に対しては、責任をもって対応し、保健所及びセンターに一切迷惑を掛けないこと。	
	その他、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。	

別表 2

譲渡の適性評価基準

1 子犬の適性評価基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

項目		適性評価基準
月 齢		生後50日～90日程度
健康状態	体格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
	皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
	目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
	耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
	鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
	肛門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと

(2) 子犬の性質診断判定基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

評価の内訳 A：攻撃的 B：人に対して許容的 C：従属的
 D：やや臆病 E：臆病 E'：かなり臆病

	診断項目	評価	子犬の行動及び反応	判定
社 交 性	子犬から少し離れてしゃがみ、軽く手を鳴らして子犬の注意をひく	A	尻尾が上がっている・うなる・咬みつく	
		B	尻尾が上がっている・すぐ近寄ってくる	
		C	尻尾が下がっている・すぐ近寄ってくる	
		D	尻尾が下がっている・ためらうが近寄ってくる	
		E	近寄ってこない・硬直する	
		E'	逃げようとする	
	子犬の周りを歩く	A	尻尾が上がっている・うなる・咬みつく	
		B	尻尾が上がっている・すぐついてくる・足にまとわりつく	
		C	尻尾が下がっている・すぐついてくる	
		D	尻尾が下がっている・ためらうがついてくる	
		E	ついてこない・硬直する	
		E'	逃げようとする	
人 に 対 す る 許 容 性	背中、肩、首を優しく撫でる (30秒)	A	うなる・咬みつく	
		B	飛びつく・前足を出す	
		C	身体をくねくねさせる・お腹を出す	
		D	静かにしている	
		E	硬直する	
		E'	逃げようとする	
	歯を見る (1回5秒×5回)	A	うなる・咬みつく・見ることができない	
		B	段々抵抗が増す	
		C	最初に抵抗するが静かになる	
		D	楽にできる	
		E	硬直する	
	子犬の胸の下に手を入れ、床から少し持ち上げる (30秒)	A	猛烈に暴れる・咬みつく	
		B	嫌がって暴れる	
		C	最初に抵抗するが静かになる	
		D	静かにしている	
E		足を突っ張って緊張する		

判定 全ての性質診断項目において、A又はE(においてはE')であった個体は不合格とする。

(注意)・反応した事実が未来を予測可能にするだけで、反応しないことは未来を予測することではない。

・子犬の場合、基本的に過剰な恐怖と過剰な攻撃性以外は予測できない。

2 成犬譲渡候補犬の適性評価基準

- ・ 下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・ 原則として、収容あるいは引取後 2 ～ 3 日目に行う。
- ・ 屋内で行う。
- ・ 判定は動物愛護管理員を含めた 2 人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた 2 人以上とする。

(1) 一次適正評価基準

判定項目	適	やや適	要注意
健康	異常なし	元気、食欲なし	病気、けが（状態によっては条件付譲渡可）
警戒心	すり寄ってくる	立ち止まるが寄る	逃げる、隠れる
凶暴性	おとなしい	普通	うなる、吠える、噛む

健康状態の判定項目

体格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
肛門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと

(2) 二次適性評価基準

- ・ 40 点以上合格
- ・ 40 点に満たない場合は譲受対象者の条件によっては譲渡可能

判定項目	適（10点）	やや適（5点）	不適（0点）
社交性	喜ぶ	固まる	逃げる
人に対する許容性	楽にさせる	少し抵抗する	抵抗してさせない
興奮性	楽しく遊ぶ	興味がない	唸る、放さない、怒る
食物防御反応	受け入れる 変化なし	受け入れる 食べる速度増す	唸る 咬む
対人警戒反応	注目する 擦り寄る	無視している	怖がる 飛びかかる

二次適性評価基準判定細目

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
社交性	リードを持ち立ったまま犬の背中を3回なでる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	20秒間犬の気を引きながら触る	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	膝の上に乗せる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人に対する許容性	歯を見る 1回5秒×5回	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	見ることができない	
	後ろから抱きつく 15秒	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
	前足を持って立たせる	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
食物への反応	食事中に話しかける	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に背中を触る	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に犬の頬を押す	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
興奮性	おもちゃで遊ばせる	A	楽しく遊ぶ	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	走る人への反応を見る	A	注目する	
		B	怖がる又は警戒する	
		C	怒る、追いかける、吠える	
	噛むおもちゃ又はジャーキーを与える	A	楽しく遊び、犬に触れる	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	遊んでいるとき、声をかける	A	注目し、遊びを中断する	
		B	注目はするが、遊びは止めない	
		C	無視し、遊び続ける	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人・動物 への反応	敵対的態度で犬に接近する(1)	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	友好的態度で犬に接近する(1)	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	他の犬への反応(1)	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅	
		B	無視する、固まる	
		C	興奮し吠える、怒る、攻撃する	
	子ども、小動物への反応(2)	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅	
		B	無視する、固まる	
		C	襲いかかろうとする	
採点				

- 1 同時期に収容犬が1頭もない場合は、散歩中に犬への反応を確認すること。
- 2 子ども、小動物への反応を見ることができない場合は判定不可とし、採点表は「3項目の場合」を使用すること。なお、小動物は猫も可とする。

採点表

3項目の場合(社交性、人に対する許容性、食物への反応)

10点	5点		0点
AAA	AAC	ACC	BCC
AAB	ABB	BBB	CCC
	ABC	BBC	

4項目の場合(興奮性、人・動物への反応)

10点	5点		0点
AAAA	AABC	ABCC	ACCC
AAAB	AACC	BBBB	BBCC
AAAC	ABBB	BBBC	BCCC
AABB	ABBC		CCCC

(3) 判定

一次・二次とも判定員のうち、2人以上が合格点をつければ譲渡候補犬とする。
 なお、譲渡希望者の知識、能力及び経験も判断の対象とする。

(注) これらの判定は、実生活ではなく、あくまで仮定として行われているものなので、反応したのに関しては「実生活において似たような状況になったときに反応する可能性が高い」と判断することができるが、全く問題がなかったものに関して「実生活でもこのような状況下では全く問題を起こさない」ということはできないということを考慮する必要がある。

3 子猫の適性評価基準

- ・下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

項目		適性評価基準
月 齢		生後50日～90日程度
健康状態	体格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
	皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
	目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
	耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
	鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
	肛門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと
性 質		人に対して、著しく攻撃的でないこと

4 成猫の適性評価基準

- ・ 下記の適性評価基準に基づいて判定を行う。
- ・ 判定は動物愛護管理員を含めた2人以上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする。

項目		適性評価基準
健康状態	体格	骨格系の異常（骨折・脱臼・先天性異常等）が見られないこと 著しい削瘦、起立困難、歩行困難が見られないこと
	皮膚 体毛	皮膚炎、脱毛等が見られないこと
	目	伝染性疾患が疑われる症状（目ヤニ、流涙等）が見られないこと 眼球の異常（白濁、混濁、先天性疾患等）が見られないこと
	耳	外部寄生虫が疑われる著しい汚れが見られないこと
	鼻	伝染性疾患が疑われる症状（鼻汁、くしゃみ等）が見られないこと
	肛門	肛門周辺が汚れていない（下痢、血便、脱肛等がない）こと
性質	人に対して、著しく攻撃的でないこと	

登録譲受対象者の遵守事項

1 譲渡動物及び飼養施設の管理

- (1) 動物が健康に暮らせるよう適正な管理を行うこと。飼養頭数は飼養施設の規模、及び飼養に従事する人数に見合った頭数であること。
- (2) 動物が病気になった場合は、獣医師の診察を受けること。
- (3) 飼養施設や設備の清掃・消毒を定期的の実施し、周辺住民の生活環境が損なわれる事態を生じさせないこと。
- (4) 周辺住民からの苦情に対しては、誠意をもって対処すること。
- (5) 成犬の譲渡を受けた場合は、概ね 1 カ月以内に犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。
- (6) 子犬の譲渡を受けた場合は、推定で生後 90 日を経過した日から概ね 1 カ月以内に犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。
- (7) 猫の譲渡を受けた場合は、室内で飼養し、外に放さないこと。

2 新たな飼い主への譲渡

- (1) 他の団体等への再譲渡は原則行わないこと。
- (2) 成犬の譲渡を行った場合は、概ね 1 カ月以内に犬の登録及び狂犬病予防注射が実施されているかを確認すること。
- (3) 子犬の譲渡を行った場合は、推定で生後 90 日を経過した日から概ね 1 カ月以内に犬の登録及び狂犬病予防注射が実施されているかを確認すること。
- (4) 不妊・去勢手術が実施されているかを確認すること。
- (5) 新たな飼い主が決まったら、譲渡済報告書（様式第 2 ）を、譲渡を受けた保健所長又はセンター所長に提出すること。その際、新たな飼い主に対し、譲渡報告書中の新たな飼い主に関する情報を県及び市町村に提供することについて承諾を得ること。

3 記録管理

譲渡を受けた犬及び猫について、帳簿を備え、個体ごとに次に掲げる項目を記載し、保存すること。なお、保健所又は健康危機管理課の求めに応じて提出すること。

種類（犬・猫）、性別、年齢、毛色

譲受年月日

譲受保健所名

犬の場合は登録年月日、登録番号

犬の場合は狂犬病予防注射年月日、済票番号

新たな飼い主が決定する前に死亡した場合には死亡年月日

新たな飼い主への譲渡年月日

新たな飼い主の住所、氏名、電話番号

犬の場合は、新たな飼い主に譲渡した後、登録と狂犬病予防注射が実施されたかの確認状況

新たな飼い主に譲渡した後、不妊・去勢手術が実施されたかの確認状況

4 関連書類の提出

- (1) 毎年5月31日までに、登録譲受対象者定期報告書兼更新申請書（様式第3）を保健所又は健康危機管理課へ提出すること。
- (2) 登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに譲渡登録内容変更届出書（様式第4）を保健所又は健康危機管理課へ提出すること。
- (3) 活動を中止した場合は、速やかに活動中止届出書（様式第5）を保健所又は健康危機管理課へ提出すること。

5 その他

- (1) 県が実施する指導及び調査等に協力すること。
- (2) 関係法令に定められた事項を遵守すること。
- (3) 法令等遵守できない場合又は予防員等が不適正と判断した場合は、保健所及び健康危機管理課は、登録譲受対象者の登録取消しを行うことができる。

別表 4

譲渡講習会の内容

1 法令関係について

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律
- (2) 狂犬病予防法
- (3) 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例

2 適切な飼育管理

- (1) 犬猫の簡単な生物学的知識・生理・生態・習性
- (2) 家庭環境や家族に慣れるまでの世話の仕方・注意点
- (3) 健康チェック（様子をみて）
 - 皮毛の状態
 - 筋肉・脂肪の付き具合
 - 外部・内部寄生虫
 - 目、鼻、耳、肛門等の状態
 - 糞・尿の状態、（吐物）
 - 血液検査・その他
- (4) ワクチン接種
- (5) フィラリアの予防
- (6) 不妊・去勢手術の必要性
- (7) 登録と狂犬病予防注射
- (8) 猫の疾病
- (9) 個体識別
- (10) 犬・猫にとっての快適環境
- (11) 日常の世話・犬猫の心身の健康
- (12) しつけ
- (13) 猫の室内飼育の必要性
- (14) 近隣への配慮
- (15) 多頭飼育の防止
- (16) 緊急災害時の対策・同行避難 等

3 人と動物の共通感染症について

- (1) 狂犬病、エキノコックス症、サルモネラ腸炎、Q熱、トキソプラズマ症、疥癬、皮膚真菌症、ノミ症、パスツレラ症、レプトスピラ症等については小冊子（厚生労働省作成）にして配布する。
- (2) 予防策（手洗いの励行等）

4 既に犬や猫を飼っている方への注意

受け入れ方（すぐに一緒にするのではなく、新しく迎えた動物をケージや柵で囲ってから、お見合いさせる。）